

入札時には、入札書ごとに下記の各書面の提出が必要になります。

- ① 暴力団員等に該当しない旨の **陳述書**（個人・法人を問わず）
- ② **住民票**（個人の場合）又は**資格証明書**（法人の場合）
- ③ **宅地建物取引業の免許証の写し**（宅地建物取引業者の場合）

※ ①と②は入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※ 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※ 提出後の訂正はできません。

※ 法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※ ②は入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

※ ③は有効期限内のものを提出してください。

陳述書記載例（法人の場合）※個人の方は個人用の書式を利用してください。

陳述書 (買受申出人 (法人) 代表者用)			
盛岡地方裁判所		支部 執行官 殿	
事件番号	☐ 平成 ☒ 令和	〇〇 年 (〇, 〇) 第 〇〇 号	物件番号
		「1、2」「1～3」等の物件番号を記入して下さい。	
陳述	当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。		
	当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。		
	☐	自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。 この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。 ※「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。該当する場合のみ左の□にチェックを入れ、上記の別紙を添付してください。	
(陳述書作成日)令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日			
買受申出人 (法人)	代表者	法人の所在地	〒 〇〇〇 - 〇〇〇 岩手県盛岡市内丸9番1号
		法人の名称	株式会社〇〇〇〇
		(フリガナ)	ダイヒョウトリシマリヤク 〇〇〇〇〇
		代表者氏名	代表取締役 〇〇〇〇 (印)
	役員	別紙「買受申出人 (法人) の役員に関する事項」のとおり	

法人の場合、役員全員分の住所や氏名等を記入し、提出する必要があります。忘れずに添付してください。

入札書や陳述書は、盛岡地方裁判所執行官室(☎019-651-7666)で配布するほか、BITからもダウンロードすることができます(「手続案内」→「入札等の手続きについて」→「入札書式のダウンロード」)。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 2月18日

盛岡地方裁判所第2民事部

裁判所書記官 北 條 秋 美

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 3月 6日 午前 9時00分から 令和 8年 3月13日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 8年 3月19日 午前10時00分 盛岡地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 8年 3月30日 午後 1時00分 盛岡地方裁判所第2民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者(国や都道府県、債務者でない所有者等)に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 2月18日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	4, 650, 000 3, 720, 000	一括	930, 000	39, 485	0
1	3, 190, 000				
2	1, 460, 000				



物 件 目 録

1 所 在 奥州市江刺川原町

地 番 72番2

地 目 宅地

地 積 578.91平方メートル

共有者 A 持分16分の12

共有者 B 持分16分の2

共有者 C 持分16分の1

共有者 D 持分16分の1

2 所 在 奥州市江刺川原町72番地2

家屋 番号 72番2の1

種 類 居宅

構 造 木造木羽葺2階建

床 面 積 1階 132.23平方メートル

2階 33.05平方メートル

(現況)

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

共有者 A 持分16分の12

共有者 B 持分16分の2

共有者 C 持分16分の1

共有者 D 持分16分の1



物 件 明 細 書

令和 8年 1月19日

盛岡地方裁判所第2民事部

裁判所書記官 北 條 秋 美

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件共有者Aが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

本件土地上に現存しない建物(家屋番号72番2の2)の登記が存在する。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません(訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります)。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ



ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
(このほか、B I Tのお知らせメニューにも登載されています。)



物 件 目 録

- 1 所 在 奥州市江刺川原町
 地 番 7 2 番 2
 地 目 宅地
 地 積 5 7 8. 9 1 平方メートル
 共有者 A 持分 1 6 分の 1 2
 共有者 B 持分 1 6 分の 2
 共有者 C 持分 1 6 分の 1
 共有者 D 持分 1 6 分の 1

- 2 所 在 奥州市江刺川原町 7 2 番地 2
 家屋 番号 7 2 番 2 の 1
 種 類 居宅
 構 造 木造木羽葺 2 階建
 床 面 積 1 階 1 3 2. 2 3 平方メートル
 2 階 3 3. 0 5 平方メートル
 (現況)
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
 共有者 A 持分 1 6 分の 1 2
 共有者 B 持分 1 6 分の 2
 共有者 C 持分 1 6 分の 1
 共有者 D 持分 1 6 分の 1



令和7年(ケ)第34号

令和7年10月14日受理

令和7年11月27日提出

現況調査報告書

盛岡地方裁判所

執行官 小中 憲司

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 奥州市江刺川原町
 地 番 72番2
 地 目 宅地
 地 積 578.91平方メートル
 共有者 A 持分16分の12
 共有者 B 持分16分の2
 共有者 C 持分16分の1
 共有者 D 持分16分の1

2 所 在 奥州市江刺川原町72番地2
 家屋番号 72番2の1
 種 類 居宅
 構 造 木造木羽葺2階建
 床 面 積 1階 132.23平方メートル
 2階 33.05平方メートル
 共有者 A 持分16分の12
 共有者 B 持分16分の2
 共有者 C 持分16分の1
 共有者 D 持分16分の1

不動産の表示	「物件目録（物件１、２）」のとおり													
住居表示	奥州市江刺川原町４番２１号													
土地	物件１													
現況地目	■宅地													
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ■土地建物位置関係図のとおり ☐													
占有者及び占有状況	■土地共有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を共有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり													
下記以外の建物（目的外建物）	■ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）													
その他の事項	「その他の事項」に記載のとおり													
建物	物件２													
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ■公簿上の記載と次の点異なる（■主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ■構造：木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建 ☐ 床面積：													
物件目録にない附属建物	■ない ☐ ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td>種類：</td> </tr> <tr> <td></td> <td>構造：</td> </tr> <tr> <td></td> <td>床面積：</td> </tr> </table>		{	種類：		構造：		床面積：						
{	種類：													
	構造：													
	床面積：													
占有者及び占有状況	■A（建物共有者） ☐ その他の者 上記の者が、本建物を、住居として使用し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり													
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）													
その他の事項	「その他の事項」に記載のとおり													
執行官保管の仮処分	■ない ☐ ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td>地方裁判所</td> <td>支部</td> <td>平成</td> <td>年（ ）第</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保管開始日</td> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table>		{	地方裁判所	支部	平成	年（ ）第	号		保管開始日	平成	年	月	日
{	地方裁判所	支部	平成	年（ ）第	号									
	保管開始日	平成	年	月	日									
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ■土地建物位置関係図のとおり													

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■物件1 土地関係

- 1 本土地は、物件2 建物の敷地として利用されている。
- 2 本土地は、公図上、西側で岩手県所有の公衆用道路（地番 7 2 番7）を介して、「道」に接面している。
現況、本土地は、西側で幅員約14.0メートルの舗装市道「根岸栄町線」に接面している。
- 3 本土地の東側の部分には、古タイヤ、テレビ、パチスロ台、洗濯機、パソコン等が、無造作に積み上げられている箇所が複数あり、これらが風雨にさらされた状態であった。
(写真③参照)
- 4 登記上は、本土地上には物件2 建物の他に、建物（家屋番号 7 2 番2の2）があるが、現況は、物件2 建物以外の建物は存在しない。

■物件2 建物関係

- 1 本建物は、ところどころにへこみが感じられ、抜け落ちる危険があると思われる個所が複数あった。また、浴室やトイレも含め、窓が無かったり、ガラスが床に落ちている等しており、そのまま住宅として使用するのとは適切とはいえないように思われる。
- 2 本建物の2階の上部には、店舗看板用の吹抜け部分があるように見受けられるが、2階から上に行く手段がなく、確認はできなかった。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (物件 1, 2 共有者兼債務者)	物件 2 建物は、私が購入した時から、私が住宅として使用しています。今は、寝室としている部屋以外はほとんど使用できないと思います。浴室もトイレも使用できませんので、近隣の公衆トイレを使用しています。床は、注意しないと、抜けるところがあると思います。 庭にある古タイヤ等は、私が物件 1, 2 を購入した時からあったように思います。 隣接する 7 1 番 1 との境界は、側溝ではないかと思いますが、その中心であるかどうか等、詳しいことは、よくわかりません。 相共有者のうち、B は私の子です。C と D のことは、よく知りませんが、私の長女である亡 E (登記上 C と D の被相続人) と同居していた者ではないかと思います。 物件 2 建物を私が単独で住宅として使用していますが、他の共有者との間に取決め等は、ありません
B	本件建物を誰が利用しているか、よく知りません。(文書)
C	本件建物を誰が利用しているか、よく知りません。(文書) 私は亡 E の子です。D は私の弟です。(電話)
D	本件建物を誰が利用しているか、よく知りません。(文書)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年10月14日(火)	執行官室(郵便)	法務局へ登記関係資料交付申請
令和7年10月14日(火)	執行官室(郵便)	奥州市役所へ課税関係資料申請
令和7年10月16日(木)	執行官室	道路照会(HP閲覧)
令和7年10月30日(木) 11:30~11:45	物件所在地	物件確認、外観調査、近隣に聴取 期日通知投函
令和7年11月13日(木) 10:25~11:35	物件所在地	A立会いのもと、物件に立入調査 評価人同行
令和7年11月14日(金) 14:13~14:15	執行官室(電話)	Cより聴取

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在であったので、解錠技術者に解錠させ、立会人 を立ち会わせて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

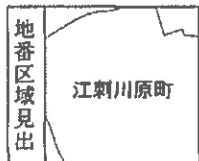
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

A3判をA4判に縮小

イ 90-4 ハ 86-5 ケ 82-13 コ 62-15
ロ 62-10 ニ 81-7 ヘ 94 サ 62-16



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	奥州市江刺川原町				地番	72番2			
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

A3判をA4判に縮小

101124 72-2 新

地積測量図

地番 72-2
72-7
豊州市江刺区

土地の所在

求積 72-7 (B)

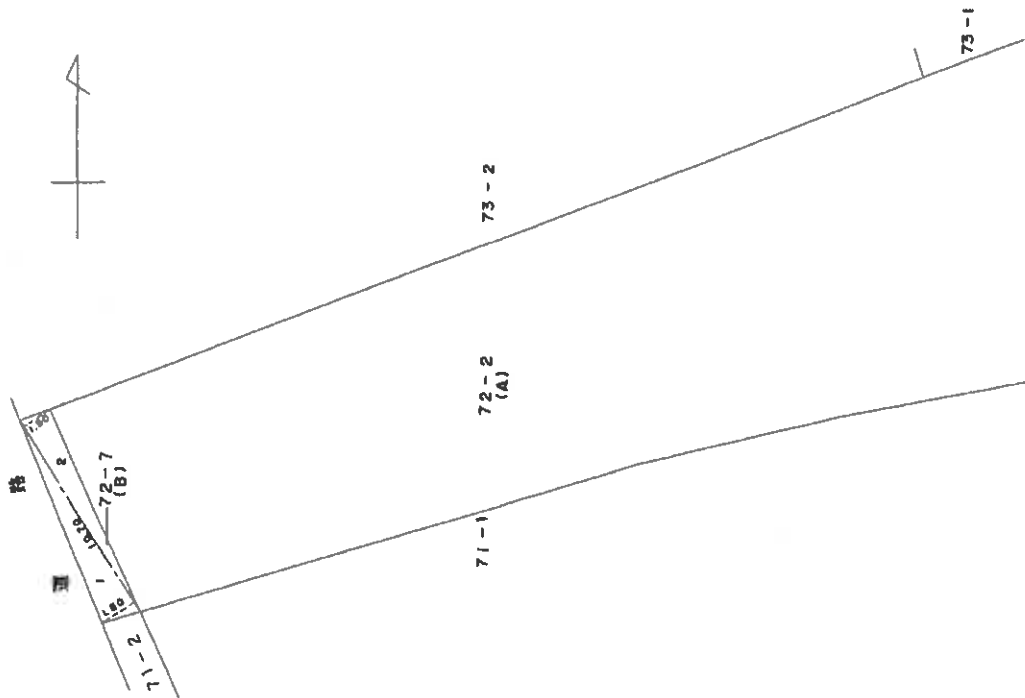
1	10.70 X	1.80 =	19.2600
2	10.70 X	1.50 =	16.0500
3	5.51		35.3100
1/2			17.65500

地積 / 2 m²

72-2 (A)

596.57 - 17.655 = 578.915

地積 578.91 m²



作製者

嘱托者

縮尺

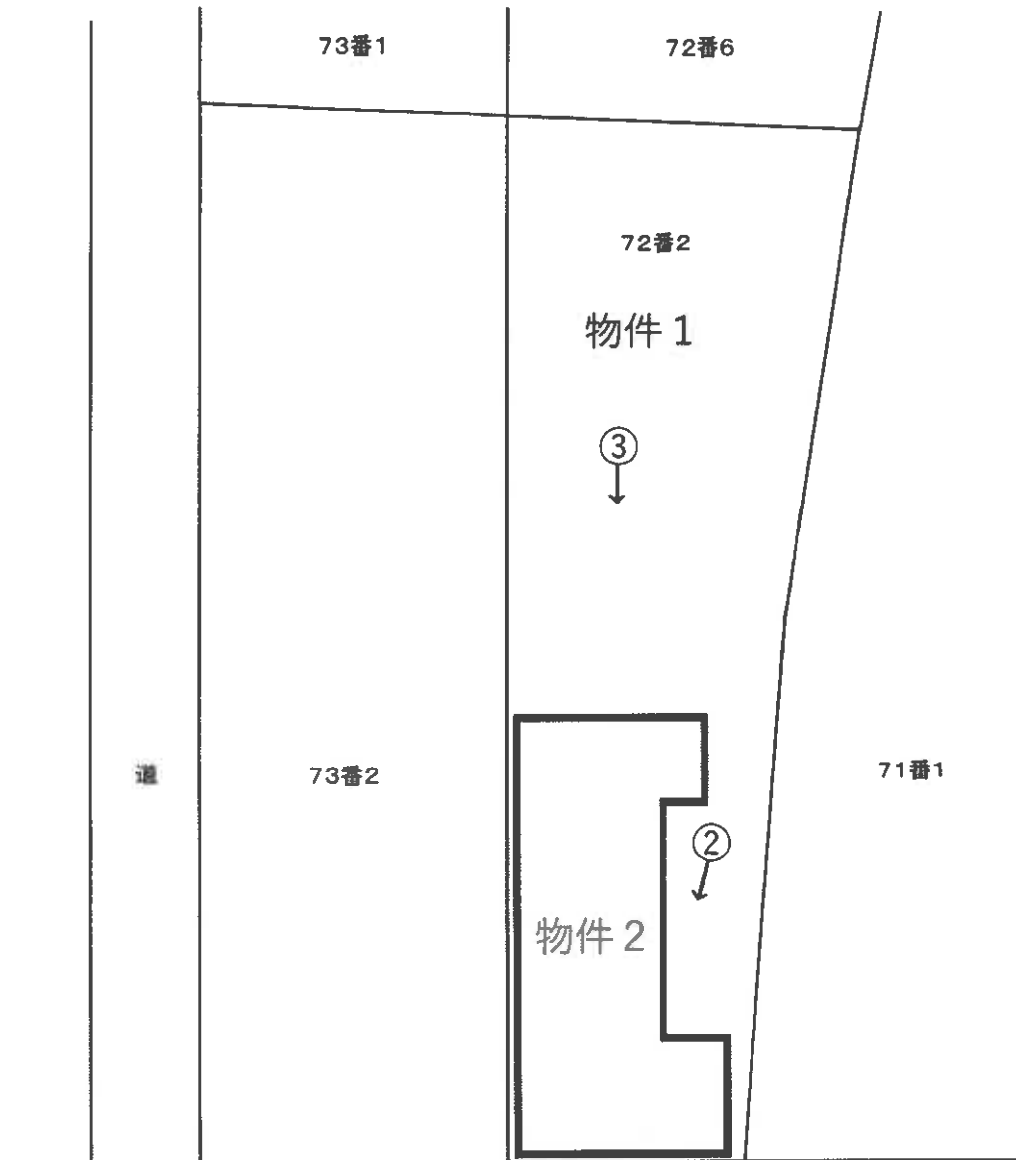
1/250

昭和63.10.1.

令和7年(ケ)第34号
土地建物位置関係図



5/1/300

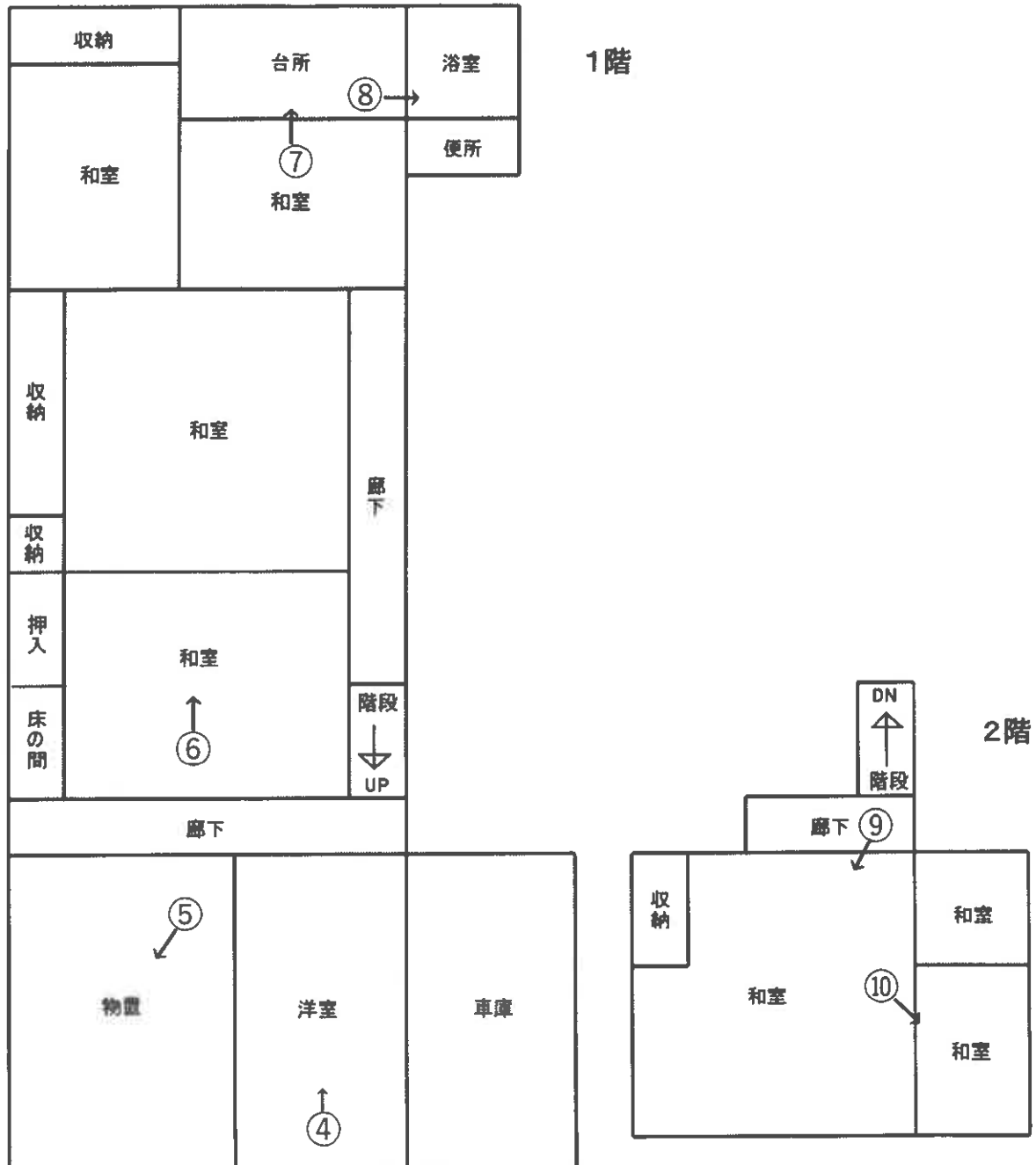


幅員約14m両側歩道付舗装市道根岸栄町線



←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。
土地の形状および建物の位置関係は概略を記載したものである。

令和7年(ケ)第34号 物件2建物間取図



←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。
建具・住設機器等の仕様・規格等は、便宜的な表示である。

写真 1



写真 2



写真 3



写真 4



写真 5



写真 6



写真 7



写真 8



写真 9



写真 10



令和7年（ケ）第34号
令和7年11月13日 現地調査
令和7年12月8日 評価

盛岡地方裁判所第2民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

城 石 雅 彦

第1 評価額

一括価格	
物件1、2	金 4,650,000円
内訳価格	
物件1（土地）	金 3,190,000円
物件2（建物）	金 1,460,000円

- ① 一括価格は、各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 各物件のうち、土地の内訳価格は建物のための土地利用権価格を控除した価格であり、建物の価格は当該土地利用権付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法第58条第4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 等 地 番 目 積 地 積	奥州市江刺川原町 7 2 番 2 宅地 5 7 8 . 9 1 m ²	同 左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	奥州市江刺川原町 7 2 番地 2 7 2 番 2 の 1 居 宅 木造木羽葺 2 階建 1 階 1 3 2 . 2 3 m ² 2 階 3 3 . 0 5 m ²	木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
番号	特 記 事 項		
	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	J R東北本線「水沢」駅の北東方約7.7km(道路距離)、最寄りバス停「川原町」の北方徒歩約1分に位置する。	
付近の状況	店舗、事業所、戸建住宅に駐車場等の空閑地が介在する商業地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	非線引き都市計画区域 商業地域 指定建ぺい率80% 指定容積率400% なし 奥州市防災マップの洪水浸水想定区域(浸水深3.0m～5.0m未満)
画地条件	地間 奥行 形状 その他	積口 行状 他 578.91㎡ 約10m 約45m ほぼ長方形地 地勢は概ね平坦
接面道路の状況	南西側が幅員約14m両側歩道付の舗装市道根岸栄町線に等高に接面している。	
土地の利用状況等	土地共有者が物件1上に、物件2の建物を共有し、占有している(現況調査報告書参照)。	
供給処理施設	上水道：あり ガス配管：なし 下水道：あり	
特記事項	・ 土壌汚染の可能性について、登記記録の履歴及び現地調査の結果、特に疑義が生じるような土地利用は確認されず、土壌に深刻な影響を及ぼす汚染が存在する可能性は低いものと判断される。ただし、土壌汚染の有無は、指定調査機関などの専門家による調査でなければ確定できない。 ・ 周知の埋蔵文化財包蔵地には該当していない。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載なし） ：明治38年頃新築（固定資産課税台帳） 経 過 年 数：約120年 経済的残存耐用年数：耐用年数は概ね尽きており、経済的残存耐用年数はほとんど認められない。
仕 様	構 造：木造 屋 根：亜鉛メッキ鋼板葺 外 壁：鋼板等 内 壁：ボード、ビニールクロス、じゅらく壁、板張り等 天 井：ボード、ビニールクロス、板張り等 床：畳、板敷等 設 備：電気、給排水等一式 その他：特になし (注)建物に付属する各種設備については動作確認まではできないため、使用可能か否かは不明である。
床面積（現況）	2頁目的物件欄記載のとおり
現況用途等	現況用途：居宅 間 取 り：建物間取図のとおり
品 等	建物は旧式化しており品等は劣る
保守管理の状態	建物の建築年次が相当に古く、物理的老朽化、機能的陳腐化や老朽化が認められるほか、便所、浴室のほか破損箇所が多く、保守管理の状態は劣る。
建物の利用状況	A（建物共有者）が、住居として使用し、占有している（現況調査報告書参照）。
特 記 事 項	対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現地調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ≒オ
1	24,300	0.77	578.91	0.7	7,580,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

公示価格 奥州5-3

公示価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格

24,500 円/㎡ × 99/100 × 100/100 × 100/100 ≒ 24,300 円/㎡

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：ない

◇地 域 格 差：ない

イ 個 別 格 差：間口と奥行きの関係が劣る -15%

規模が大きい -10%

$(100\%-15\%) \times (100\%-10\%) \approx 77\%$

ウ 地 積：公簿数量を採用。

エ 建付減価補正率：老朽化した建物が存すること、当該建物の状態・規模等を考慮して査定した。

② 物件2（建物）

当該建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を判定した。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ≒エ
2	100,000	165.28	0.01	170,000

ウ 現価率：本件建物の経過年数及び現況等を考慮のうえ、経済的残存耐用年数は概ね尽きていることから、現価率を1%と査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権価格 (円) ア×イ÷ウ
1	7,580,000	0.3	法定地上権	2,270,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を30%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ・1②エ) ア	土地利用権価 格の控除及び 加算 (円) (2①ウ) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	7,580,000	-2,270,000		1.0	0.6	3,190,000
2	170,000	+2,270,000		1.0	1.0	0.6
一括価格 (合計)						4,650,000

ウ 占有減価修正：特にないと判断した。

エ 市場性修正：特にないと判断した。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示価格 (奥州5-3)

所 在：奥州市江刺川原町81番4外(住居表示：江刺川原町2-20)
 価 格：24,500円/㎡
 位 置：「水沢」駅北東方約7.8km
 価 格 時 点：令和7年1月1日
 地 積：301㎡
 供給処理施設：水道・下水
 接 面 街 路：南西側14m市道に接面
 用途指定等：商業地域(建ぺい率80%、容積率400%)
 地域の概要：小売店舗が建ち並ぶ既成の中心的商業地域

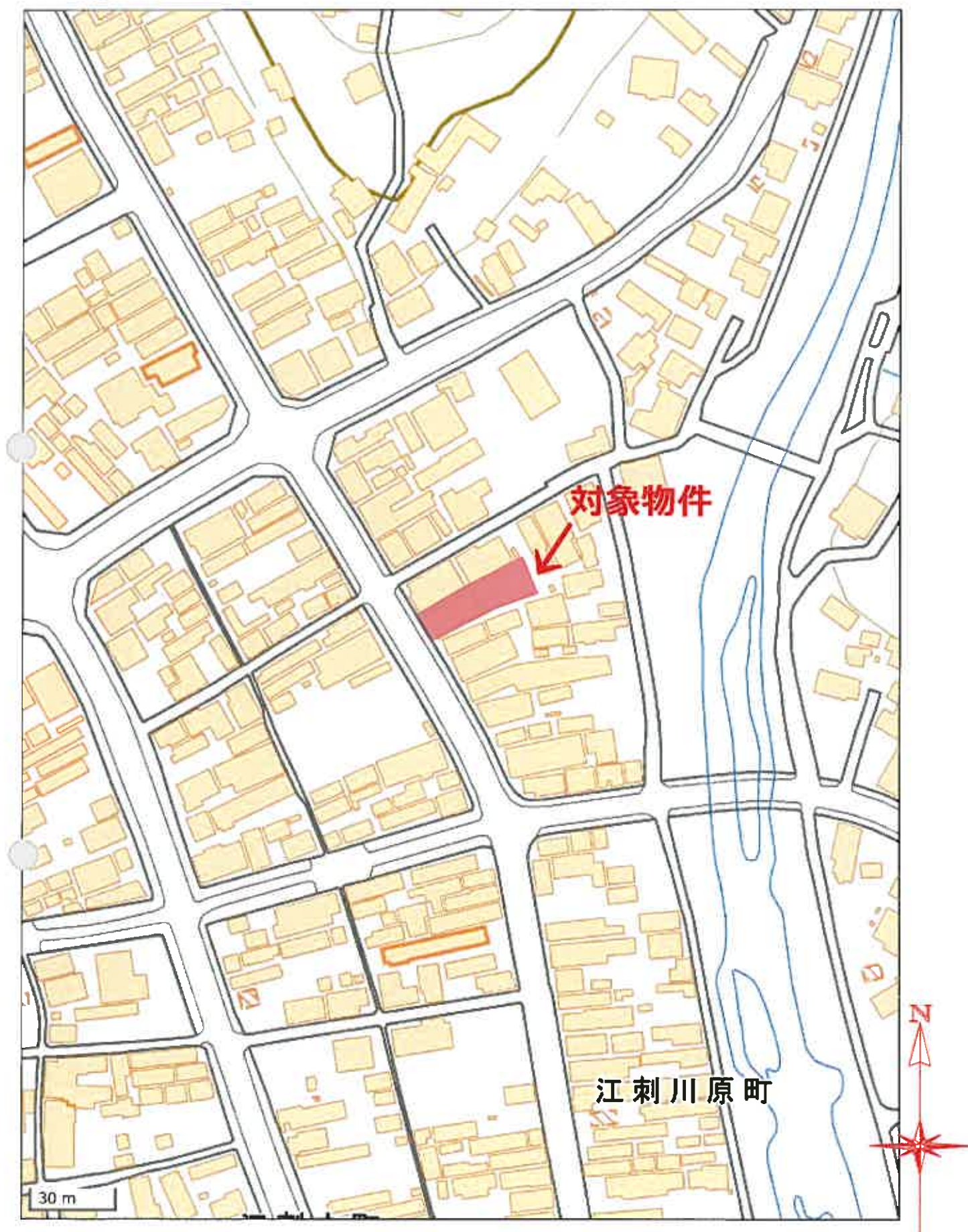
第 7 附属資料の表示

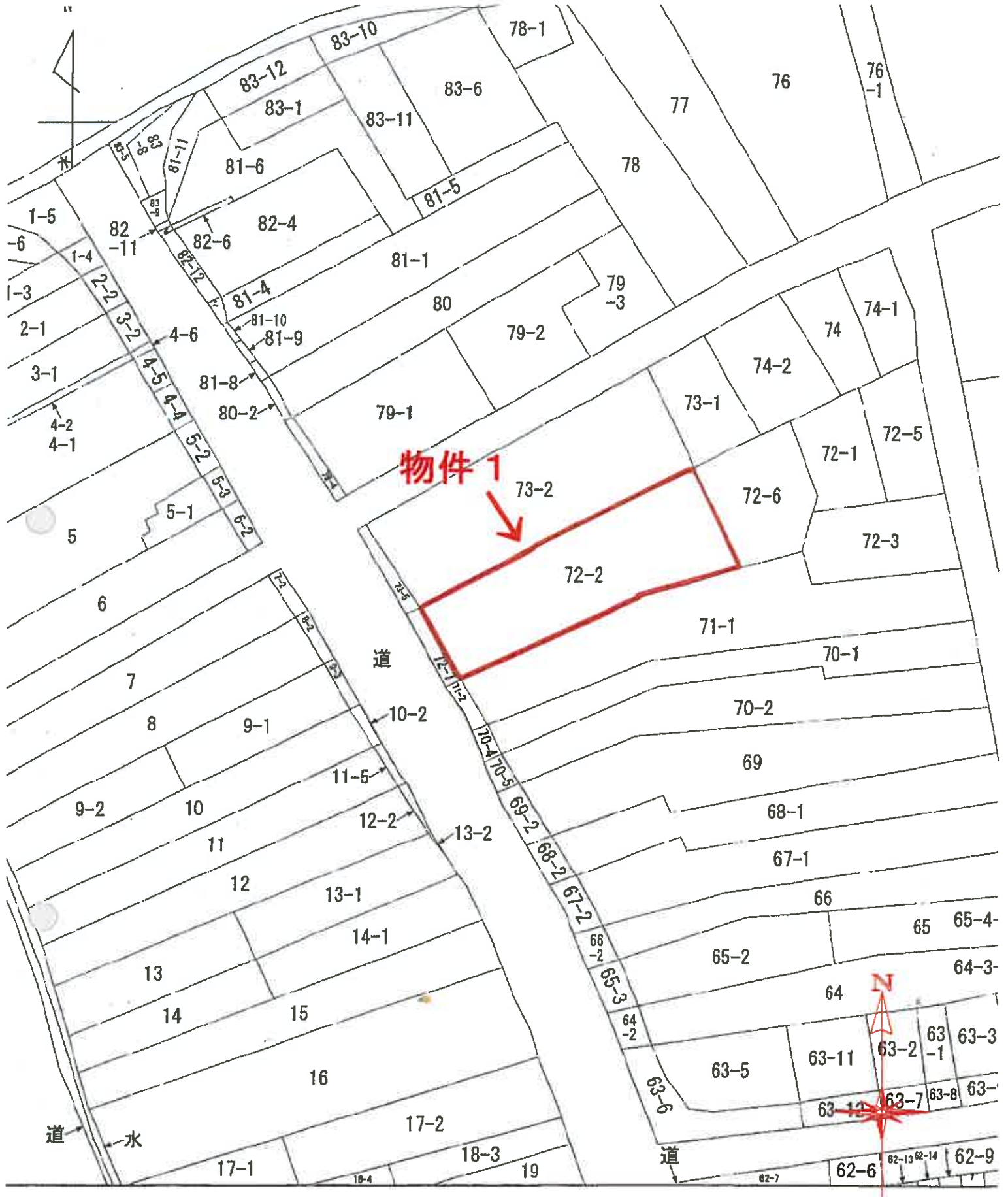
- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 土地建物位置関係図
- 4 建物間取図

以 上



位置図





と準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付け
ている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

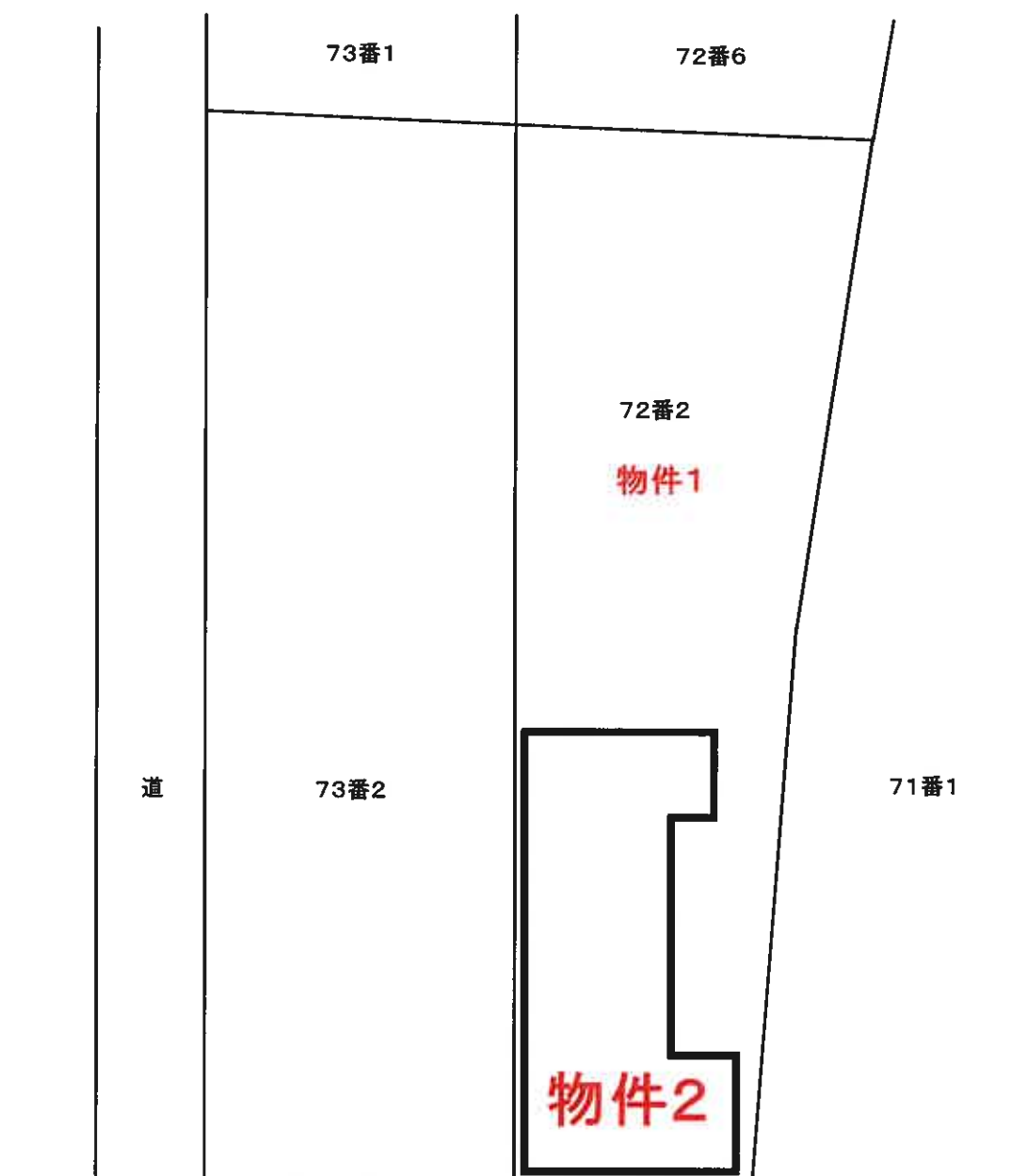
縮尺不明
公図写

地番区域見出

所在 奥州市江刺川原町

地番 72番2

土地建物位置関係図



幅員約14m両側歩道付舗装市道根岸栄町線

1:300

※土地の形状及び建物の位置関係は、概略を記載したものである。

建物間取図

物件2

